

第 259 回大阪海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時	令和6年（2024年）6月12日（水曜日） 午後3時から午後3時40分
2. 場 所	大阪府咲洲庁舎 23階 海区委員会室
3. 出席委員	今井 一郎、岡 修、奥 浩幸、津本 芳孝、常松 睦弘、 田中 映治、樋口 正明、多田 稔、村上 知子、 鍋島 靖信（専門委員）
4. 府関係者	山脇 敏広、福元 耕平、三島 博樹、井上 実 山本 圭吾（水産技術センター）
5. 事務局	大道 斉、久保 佳洋、池田 栄太郎
6. 議事事項	（1）漁業許可の公示 （2）まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定 （3）その他 ①TAC 魚種拡大に係る水産資源ごとの検討進捗状況 ②全国海区漁業調整委員会連合会理事会及び通常総会 ③さかなかご漁業実態調査
7. 議事概要 事務局 (大道書記長)	<p>定刻となりましたので、ただ今から第 259 回大阪海区漁業調整委員会の開催をお願いしたいと思います。</p> <p>本日は、委員全員に出席いただいておりますので、漁業法第 145 条に基づき、本日の委員会が有効に成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日、朝倉水産課長は上京中のため、欠席させていただきます。</p> <p>それでは、本日ご審議いただきます議題は、お手元の次第にありますとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「漁業許可の公示」 ・「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定」 <p>の2件でございます。</p> <p>それでは、今井会長、議事の進行、よろしくお願いいたします。</p>
今井会長	只今から、第 259 回大阪海区漁業調整委員会を開催いたしま

	<p>す。</p> <p>はじめに、議事に入る前に、議事録署名人を、大阪海区漁業調整委員会規程第9条第2項の規定に基づき私から指名させていただきます。</p> <p>議事録署名人につきましては、田中委員と村上委員にお願いします。それでは、議事に入ります。</p> <p>議題1、「漁業許可の公示」について、水産課から説明をお願いします。</p>
<p>水産課 (井上主査)</p>	<p>大阪府水産課の井上でございます。</p> <p>漁業許可の公示に関して、ご説明させていただきます。</p> <p>まず、お手元の黄色いファイル「法令集」をご準備ください。右端のインデックスの上から5つ目の大阪府漁業調整規則をお開きください。2ページ目の下部の第11条が根拠条文となります。</p> <p>本条第1項では、知事は、漁業の新規許可をしようとするときは、同条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を定め、その内容及び申請すべき期間を公示しなければならないと定められております。</p> <p>また、次ページにあります、同条第3項により、制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと定められており、以上が今回の諮問の根拠となります。</p> <p>それでは、参考資料1-1をご確認ください。大阪府知事から今井海区漁業調整委員長あての諮問文です。諮問文のとおり、4月26日の第258回委員会以降の新規要望について、諮問させていただきます。</p> <p>1枚めくっていただき、海区委員会資料1をご覧ください。表にあります通り、ひきなわ漁業で1件、刺網漁業で2件、新規許可の要望が出ております。</p> <p>漁協からの新規要望の内訳については、参考資料1-2に掲載しております。深日漁協と淡輪漁協からの要望になります。</p> <p>刺網漁業については、緊急措置として新規の公示については停止しているところですが、共同漁業権区域内での操業については、緊急措置の対象外としていることから、今回新規での公示を行っている次第です。</p> <p>申請すべき期間については、許認可方針通りひきなわ漁業で2</p>

	<p>カ月間、刺網漁業で1カ月間としております。 説明については以上です。</p>
今井会長	<p>ありがとうございます。 ただ今の水産課の説明について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。</p>
各委員	<p>(意見・質問なし)</p>
今井会長	<p>特にご質問等が無いようですので、本議題については、水産課の案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
今井会長	<p>ありがとうございます。 それでは、水産課の案のとおり承認することとします。 事務局から答申案をお願いします。</p>
事務局 (大道書記長)	<p>(答申案読み上げ)</p>
今井会長	<p>ただ今の答申案について、何かございませんでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
今井会長	<p>ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。 それでは、次の議題に入ります。 議題2、「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定」について、水産課から説明をお願いします。</p>
水産課	<p>水産課 企画・豊かな海づくり推進グループの福元と申しま</p>

(福元副主査)

す。議題2の説明をさせていただきます。宜しくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

お手元に配付しております本日の委員会資料の参考資料2-1をご覧ください。諮問文の写しでございます。

漁業法第16条第1項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群に関する、令和6管理年度における、知事管理漁獲可能量を定めたいので、同法第16条第2項の規定に基づき諮問いたします。

漁獲可能量について、現在、大阪府には特定水産資源として「まさば及びごまさば」、「まあじ」、「まいわし」、「くろまぐろ」の4魚種について、漁獲可能量(TAC)が設定されています。

「まさば及びごまさば」の令和6管理年度は、来月7月から翌年6月までの1年間となっています。

都道府県は、国から配分された漁獲可能量をもとに、各都道府県の資源管理方針に基づく、知事管理区分に配分する漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされており、お諮りするものです。

今回、国の研究機関で行われました「資源評価」の結果を受け、国において意見交換会や審議会などが行われ、「まさば及びごまさば太平洋系群」の令和6管理年度のTACの設定及び配分が審議・承認されました。

次に、参考資料2-2の「令和6管理年度まさば及びごまさば太平洋系群 漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について」をご覧ください。

4月25日に開催されました、国の水産政策審議会資源管理分科会で配付され、承認された資料です。

「まさば及びごまさば太平洋系群」の令和6管理年度のTACは日本全体で35万3千トンとなっており、一番下に書いてありますとおり、このうち20%に当たる7万600トンが国の留保となります。

留保を差し引いた残りについて、過去3か年の漁獲実績の比率に基づき、大臣管理分と知事管理分に配分されます。

知事管理分は、漁獲量の概ね80%を占める北海道、岩手、三重、和歌山、宮崎の1道4県には具体的な数量で配分され厳格に管理されますが、それ以外の都道府県は、数量を明示せず「現行水準」と

	<p>されており、大阪府も現行水準の配分とされております。</p> <p>次に、参考資料2－3をご覧ください。</p> <p>先程ご説明しましたTACの設定及び配分を受けまして、令和6年5月13日付けで農林水産大臣から大阪府知事あてに、まさば及びごまさば太平洋系群について、令和6管理年度における都道府県別の漁獲可能量の当初配分の通知があり、記載のとおり、大阪府のまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲可能量は、令和5管理年度に引き続いて、「現行水準」での配分となっております。</p> <p>「現行水準」といいますのは、全国の漁獲量からみると大阪での漁獲量は少ない方に位置しているため、数量を明示した厳格な管理ではなく、現行の水準を超えないように、基本は漁獲努力量による管理を続けていただく、ということです。</p> <p>なお、表の「基本シェア（漁獲実績の比率）」と「現行水準の場合の目安数量」は、平成29年から令和元年までの直近3年間の平均漁獲量をもとに算定された目安で、参考値となっております。</p> <p>次に、資料を戻っていただき、海区委員会資料2、今回の案をご覧ください。</p> <p>まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和6管理年度（令和6年7月1日から令和7年6月30日までの期間）における知事管理漁獲可能量につきまして、1の「大阪府に配分された漁獲可能量」は、先ほど申し上げましたとおり、国からの配分は、「現行水準」でしたので、2の「知事管理漁獲可能量」も、大阪府まさば及びごまさば漁業に対して「現行水準」と設定したいと考えております。</p> <p>以上で、議題2についての説明を終わらせていただきます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>今井会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>（意見・質問等なし）</p>
<p>今井会長</p>	<p>特にご質問等が無いようですので、議題2については、水産課の</p>

	案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
今井会長	ありがとうございます。 それでは、水産課の案のとおり承認することとします。 事務局から答申案をお願いします。
事務局 (大道書記長)	(答申案読み上げ)
今井会長	ただ今の答申案について、何かございませんでしょうか。
各委員	(異議なし)
今井会長	ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。 それでは、次の議題に入ります。 議題3、報告事項が3件あります。 1つ目の報告事項は、「TAC 魚種拡大に係る水産資源ごとの検討進捗状況」についてです。水産課から報告をお願いします。
水産課 (福元副主査)	まさば及びごまさばの令和6管理年度知事管理漁獲可能量の設定についてご審議いただきました。現在、まさば及びごまさばをはじめ10魚種についてTACによる管理が行われておりますが、水産庁はTAC魚種を今後拡大していくことを進めていますので、その進捗状況、特に大阪府での漁業に関連する部分をご報告いたします。 参考資料3-1をご覧ください。 この表は現在TAC導入の検討が進められている魚種・系群とその検討状況となります。TAC導入の検討については、水産資源ごとに、表の列を左から右に、「資源評価結果の公表」「資源管理手法検討部会」「ステークホルダー会合」「TAC管理開始」と進んでいきます。 この中で網掛けになっている7魚種は、大阪府内で漁獲のある魚

	<p>種です。「TAC 管理開始」の前に行われる「ステークホルダー会合」とは、ステークホルダーと呼ばれる漁業者・漁業者団体・流通等といった関係者の意見を聴取するための会合のことで、この会合で関係者の合意が得られれば、TAC 管理に進むこととなっています。</p> <p>大阪府での漁業に関係する直近の動きでは、資料の真ん中に記載の2魚種となりますが、カタクチイワシ瀬戸内海系群とブリについて動きがありました。</p> <p>カタクチイワシについては、2週間前の令和6年5月28日に、第3回のステークホルダー会合が開催され、令和7年1月からTAC管理開始の予定となりました。</p> <p>ブリについては、令和6年3月19日に第2回のステークホルダー会合が開催され、令和7年4月からTAC管理開始の予定となりました。</p> <p>なお、この2魚種のTAC管理開始についてですが、参考資料3-2をご覧ください。こちらは、TAC管理のステップを説明した水産庁の資料となります。TAC管理がスタートしてもいきなり各府県に漁獲可能数量が割り振られ、厳密な管理が始まるわけではなく、資料のように、TAC管理に3つのステップがあり、漁獲報告がルール化され数量管理のための課題を解決していくステップ1からスタートします。数量管理の試行であるステップ2を経過して、ステップ3で、先ほどご審議いただいた、サバのような漁獲可能量の厳密な管理となります。</p> <p>カタクチイワシとブリの令和7年からのTAC管理開始とは、このステップ1の開始のことであり、実際に漁業者の皆様に関係することとしては、漁獲の報告を行っていただくのみでございます。</p> <p>説明については以上です。</p>
<p>今井会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の水産課の説明について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。</p>
<p>田中委員</p>	<p>カタクチイワシのステークホルダー会合に出席していますが、先ほど令和7年1月からTACが開始されると報告されましたが、山口</p>

<p>福元副主査</p>	<p>県がずっと反対しているため、最終的に TAC が開始されることは決まっていないと思います。水産庁から決定と聞いていないが、開始決定と言っているのですか。</p> <p>水産庁からは決定ではなく、TAC 開始予定と聞いております。すみません。</p>
<p>田中委員</p>	<p>山口県が反対しているので、最終的にはまだ予定ですね。TAC は条件的にも工夫してかなり融通が利くようになっていて、心配はしていません。</p> <p>どうしても反対する県もあり、山口県は日本海と瀬戸内海系群を獲っていて、瀬戸内海の人が多く会合に出て反対している。それで予定になっている。いろいろな調査をされたら、獲れなくなると常に言っている人がいる。</p> <p>資源管理をすると、みんながよくなるのだから。大阪府はカタクチの親をとるより、シラスをとる人が多いので、シラスは神戸も淡路にも多く、大阪は漁獲量がきっちり出るし、神戸、淡路もかなり数字が出せるだろう。これをモデルにしてやればいいのに。山口県は数量の把握ができないようで、末端まで漁獲の把握ができない問題がある。</p> <p>水産庁は他の魚種についても TAC をやっていくとっているので、やればいいと思っている。まだ問題はあと思う。</p>
<p>今井会長</p>	<p>次の報告に入ります。「全国海区漁業調整委員会連合会理事会及び通常総会」について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (池田書記)</p>	<p>事務局の池田でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>令和6年5月17日に東京で開催されました、全国海区漁業調整委員会連合会について報告いたします。当日、今井会長にご出席いただいております。</p> <p>参考資料3-3をご覧ください。こちらは、全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の資料の一部を抜粋したものです。</p> <p>1枚目の次第をご覧ください。「5 議事」について、例年通り、</p>

	<p>第1号議案では、令和5年度事業報告書等の承認、第2号議案では、令和5年度事業計画書案等の承認についてでした。</p> <p>そして、第3号議案では、協議事項、いわゆる中央要望活動についてでした。2枚目と3枚目が、要望書です。</p> <p>要望書4枚目をご覧ください。こちらは、新規要望項目と全要望項目が記載されています。</p> <p>新規要望項目として、「5. 海上大規模開発事業の関係者説明」や「6. 遊漁者に対する環境保全対策」、「8. 水上オートバイへのマナー周知徹底と組織化」などが挙げられています。なお、本要望書については、例年通り水産庁等八連合会事務局が要望活動を行う予定です。</p> <p>簡単ですが、全国海区漁業調整委員会連合会の通常総会に関する報告事項とさせていただきます。以上です。</p>
<p>今井会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(意見・質問等なし)</p>
<p>今井会長</p>	<p>特に質問等がないようですので、次の報告に入ります。3つ目の報告は、「さかなかご漁業実態調査」について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (池田書記)</p>	<p>事務局の池田でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>「さかなかご漁業」に関して、許可漁業への移行について、これまでも何度かご検討いただきましたが、現在のところ委員会指示の形を継続することで落ち着いております。</p> <p>現在発出されている、「さかなかご漁業に係る委員会指示」については、今年9月末でその有効期間が終了するため、9月頃に改めてご審議いただく予定です。そのための実態調査を今年も鍋島専門委員のご協力をいただき、7月中旬ごろから実施していく予定であること、お伝えいたします。</p> <p>一方で、昨年度に、北部海域において、刺網の上にはさかなかごが</p>

	<p>設置されるというトラブルの報告がありました。そのため、今年度は南部の漁協のみでなく、北部の漁協でも調査を行う予定にしています。</p> <p>調査結果によっては、許可制への移行について、改めてご検討いただくことになることも考えられますので、よろしくお願ひします。</p> <p>さかなかご漁業実態調査についての説明は以上です。</p>
今井会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はございませんか。</p>
鍋島専門委員	<p>また、回らせていただきますので、よろしくお願ひします。</p>
今井会長	<p>特にご質問等がないようですが、他に何かございませんか。</p>
水産課 (久保補佐)	<p>水産課久保です。</p> <p>議題にはあげていませんが、刺網に関して報告させていただきます。資料をお配りします。</p> <p>資料は昨日大阪府漁連で行われた組合長会議でお配りし説明させていただきました資料です。</p> <p>刺網については基本的に新規の漁業許可を止めさせていただいています。本日1つ目の議題の刺網の新規の漁業許可要望については、深日、淡輪漁協に共同漁業権内での操業であることを確認したうえで新規に出させてさせていただいています。</p> <p>刺し網の新規要望を止めているものの、一向に北部海域での事故が収まっておらず、海上保安庁から厳しく指導するようにとの話があります。フェリー会社からも来週に話をさせてほしいとのことで、この文章を出しています。</p> <p>このまま北部での事故が収まらないようであれば、厳しく対応する必要があり、刺網の許可条件に刺網の固定をしっかりすることや、網の上部を水面から何メートル下げるなどの細かい内容を明記する必要があります。</p> <p>一括して刺網の許可条件を変更すると、刺網を事故無く操業して</p>

	<p>いる方々にも制約がおよび、過度な負担を強いることとなります。そのため漁協で各組合員に指導してもらい、事故無く操業するようお願いしていますが、事故が減らない場合、最終的には漁業許可の取消などの罰則を考えないといけないと考えています。</p> <p>組合長会議でこうした事態を説明させていただきましたが、このままの事態が続けば、海区委員会で漁業許可条件の文言の変更や、許可の取り消しについての罰則を審議していただくこととなりますので、情報を共有します。</p>
今井会長	<p>どうもありがとうございました。何か、ご意見がありますか。</p>
奥委員	<p>これについて近々にフェリー会社と話をされますか。されたら、その内容を情報提供してほしいです。</p>
水産課 (久保補佐)	<p>ただ今、日程調整をしています。来週か再来週に阪九フェリーなど大型船で航行している業者に来ていただいて、直接意見をもらい、話をする予定です。</p>
奥委員	<p>また、話の内容は情報提供をお願いします。</p> <p>昨日も久保さんと会議後に話をしていましたが、2週間前に海上保安庁の本部から相談があると連絡があり話をしていました。海区委員会に出られるのであれば、規則の文言の改定をしてほしいとのことでした。あまりに苦情が多く、海上保安庁の方でも徹底してやっていきたいとのことでした。</p> <p>共同漁業権漁場のある組合とない組合もあり、その文言の書き方は難しいと思います。一緒くたにすると、履き違えの部分が出てくると思います。</p>
水産課 (久保補佐)	<p>仰るとおり、共同漁業権のある組合とない組合で、操業海域の表現や操業時間などに違いがあり、一つにはできません。今までトラブルがなかったので、細かい部分を明記して許可条件にしていまませんでした。しかし、これだけ事故やトラブルが増加すると、細かく決めていく必要があると思います。また、ご審議いただくことにな</p>

樋口委員	<p>るかと思えます。</p> <p>報告ですが、サワラ流し部会では、毎年神戸港のパイロット協会と話し合いをもっています。そこで網のかわし方や、灯火のつける方法などについて情報交換をしています。フェリー会社とも年に1回話し合いをもっているため、これについて情報提供をしていますので、報告しておきます。</p>
今井会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はございませんか。</p>
各委員	<p>(意見・質問なし)</p>
今井会長	<p>特にご質問等がないようですが、他に連絡事項等がありますか。</p>
<p>事務局 (大道書記長)</p> <p>各委員</p> <p>事務局 (大道書記長)</p>	<p>次回の開催日については、7月22日(月曜日)から7月25日(木曜日)、7月30日(火曜日)から8月2日(金曜日)のうちの1日で考えています。皆様のご都合はいかがでしょうか。</p> <p>(各委員の日程を確認)</p> <p>それでは、7月23日(火曜日)に開催いたしますので、次回もよろしく申し上げます。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
今井会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>本日の委員会の議事等は、これですべて終了しました。</p> <p>ほか何かご意見や事務局から連絡事項等ございませんか。ないようであれば、これをもって本日の委員会を閉会させていただきます。</p> <p>本日はお疲れ様でした。</p>